

事業所名	介護相談センター 田谷医院		
事業の種類	居宅介護支援事業	介護保険事業所番号 1710311307	
事業所の所在地	〒923-0801 石川県小松市園町ニ29番地1		
事業所連絡先	0761-23-6601	管理者	所長 面 ゆかり
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態等にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行う。 2. 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。また、身体拘束の適正化を図る指針を定め、担当者及び委員会の設置や従業者への研修の実施などの必要な措置を講じる。 3. 当事業所は、利用者の人権擁護、虐待等の防止の指針を定め、担当者及び委員会の設置、従業者への研修の実施など必要な措置を講じる。また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。 4. 当事業所は、感染症予防及びまん延防止のための指針を定め、担当者及び委員会の設置や従業者への研修や訓練の実施など必要な措置を講じる。 5. 当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針を明確にし、従業者の就業環境を害されるもしくはその恐れのある事業に関して、必要な措置を講じる。 6. 当事業所は、業務効率化、サービスの質の向上、その他生産性向上に資する取り組みを促進し、委員会の設置やその他必要な措置を講じる。 7. 感染症や災害などが発生した場合にあってもサービスの提供を継続的に実施する又は早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定、見直しを行うと共に従業者への研修や訓練、その他必要な措置を講じる。また、医療機関と連携を図り、感染症及び新興感染症の発生時の対応を協議を行う。 8. サービス提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して必要な事項について、理解しやすいように説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。 9. 当事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。 10. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、サービス提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。 11. 運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他重要事項の提示を行う。 		

サービス内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護(介護予防サービス)サービス計画の作成 2. 指定居宅介護(介護予防)サービス事業者等との連絡調整 3. サービス実施状況の把握と評価 4. サービス利用・介護相談 5. 主治医との連絡調整・医療との連携 6. 介護保険施設等への入所に向けた紹介等
営業日	<p>月曜日～土曜日</p> <p>但し、国民の休日に関する法律に規定する日、8月14日～16日、12月30日～1月3日は除く</p>
営業時間	<p>(月曜日～金曜日)午前8時30分から午後5時30分まで</p> <p>(土曜日)午前8時30～午後12時30分まで</p> <p>※上記に関わらず24時間連絡体制をとっています。</p>
通常の事業の実施地域	小松市、能美市
従業者の職種・員数	管理者兼主任介護支援専門員 1名 介護支援専門員 3名以上
事故発生時の対応方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに管理者に報告し、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 2. 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行います。 3. 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。 4. 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。 5. 従業者への事故防止のための研修や訓練の実施等の必要な措置を講じる。
苦情相談窓口	<p>担当者:面 ゆかり</p> <p>連絡先:(TEL)0761-23-6601 (FAX)0761-23-2717</p>
利用料の額	<p>法定代理受領の場合は、利用者負担はありません。</p> <p>上記以外の場合は、介護報酬の告示上の額とします。</p>
その他の費用	通常の実施地域を越えてサービスを提供した場合でも、その交通費を徴収しません。